

## 关于技能实习法的实施 (技能实习制度修正了)

2017年11月1日起,新的日本法律《技能实习法》开始实施。技能实习法是以技能实习的合理实行以及技能实习生的保护为主要目的而制定的法律。

在此,向诸位技能实习生介绍希望了解的要点。

另外,是否适用于此技能实习法,取决于诸位技能实习生的入境时期以及在留资格等。关于自己是否是技能实习法的对象,请和所属的监理团体和实习实施者确认。

### 1 技能实习生的职责

关于技能实习生的职责,技能实习法中清楚地记载了:“技能实习生必须专心于技能实习,以此掌握技能等,并为将技能等转移到祖国而努力”。关于这个职责的想法,从来没有改变过。

诸位技能实习生,为了能将在日本学到的技能等在祖国发挥,请事先听取技能实施者关于技能实习计划的说明,充分理解内容后,在规定的实习实施场所按照计划合理地进行技能实习。

### 2 技能实习期间的延长

在过去的在留资格「技能实习1号」、「技能实习2号」之上,新设了在留资格「技能实习3号」,技能实习期间由至今为止的最长3年延长到了5年。

但是,诸位技能实习生进行第3号技能实习(第4年以后的技能实习)是有必须条件的。主要的必须条件有以下两点:①诸位技能实习生需要参加3级的技能检定或相当于3级的技能实习评估考核(以下称「技能检定等」)的实际技能考试并合格(请参照「3关于技能检定等的应考义务化」)。②所属的实习实施者和监理团体被认定为优良。

另外,进行第3号技能实习时,在第2号技能实习完成后,要暂时回国一个月以上,之后再重新进入日本。

## 技能実習法の施行について (技能実習制度が改正されました)

2017年11月1日に、新しい日本の法律である「技能実習法」が施行されました。技能実習法は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を主な目的として制定された法律です。

ここでは、技能実習生の皆さんに知っておいてほしいポイントを紹介します。

なお、この技能実習法が適用されるかどうかは、技能実習生の皆さんの入国時期や在留資格等によります。自分が技能実習法の対象となるかどうかについては、所属の监理団体や実習実施者に確認してください。

### 1 技能実習生の責務

技能実習生の責務について、技能実習法では、「技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。」と明記されました。この責務についての考え方は、従来と変わりありません。

技能実習生の皆さんは、日本で学んだ技能等を本国で発揮できるよう、実習実施者から技能実習計画について事前に説明を受け、内容を十分に理解したうえで、定められた実習実施場所で、計画どおり適切に技能実習を行ってください。

### 2 技能実習期間の延長

従来の在留資格「技能実習1号」、「技能実習2号」に加え、在留資格「技能実習3号」が新設され、技能実習期間がこれまでの最長3年から5年に延長されました。

ただし、技能実習生の皆さんが、第3号技能実習(4年目以降の技能実習)を行うには要件があります。主な要件は、①技能実習生の皆さんが、3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験(以下「技能検定等」という)の実技試験に合格していること(「3 技能検定等」の受検の義務化参照)、②所属する実習実施者と监理団体が優良であると認められていることです。

なお、第3号技能実習を行う場合には、第2号技能実習の修了後に、1ヶ月以上、一旦本国に帰国した後、改めて日本に入国することになります。

### 【母语咨询】

★★有疑虑，有烦恼，欢迎您来电话来信与我们咨询★★

电话号码 0120-022332 传真号码 03-4306-1114

每周星期二・四 13点 ~ 18点 每周星期六 13点 ~ 18点

地址 〒108-0023 东京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐大楼 JITCO 实习支援部咨询课

### 3 技能评估考核的应考义务化

技能评估考核，是为了确认诸位技能实习生是否按照计划掌握预订目标的技能等而设的考核。

诸位技能实习生现在在第1号技能实习转到第2号技能实习时要参加考试，今后，根据技能实习法令，第2号技能实习和第3号技能实习完成时（第3年和第5年技能实习完成时），也必须分别参加实际技能考试。考试的水准，每个阶段都会有所提升，所以诸位技能实习生，为了充分发挥每天的实习成果，请在技能实习指导员的指导下，认真地进行准备。

### 4 技能实习生保护的充实

技能实习法中，设定了禁止实习实施者等通过向技能实习生实施暴力・威胁・监禁等强制其进行技能实习，禁止没收护照・在留卡等禁止行为，以及违反时的惩罚条例。诸位技能实习生有什么困难，可以向新设立的外国人技能实习机构咨询。

### 5 外国人技能实习机构的设立

根据技能实习法，作为受理诸位技能实习生的咨询，以及对于技能实习发生困难的诸位技能实习生进行实习单位变更支援等的机关，新设立了外国人技能实习机构。本部在东京，并在全国13个地区设有地方事务所・分所。

### 【外国人技能实习机构的母语咨询】

○电话受理：受理时间 11:00~19:00

越南语・中文（星期一・星期三・星期五）

印度尼西亚语（星期二・星期四）

菲律宾语・英语（星期二・星期六）

泰语（星期四・星期六）

○邮件受理：母语咨询网站 24 小时受理

电话号码等详细信息请在外国人技能实习机构主页

（<http://www.otit.go.jp/>）或 2017 年 11 月起发行・发给的技能实习生手册上确认。

※另外，JITCO（国际研修协力机构）也受理技能生的母语咨询。

（有关详细信息，请参阅本页顶部的通知。）

### 3 技能検定等の受検の義務化

技能検定等の受検は、技能実習生の皆さんが、計画どおりに、目標とする技能等を身につけることができているのかを確認するためのものです。

技能実習生の皆さんは、現在、第1号技能実習から第2号技能実習へ移行する際に技能検定等を受検していますが、今後は、第2号技能実習と第3号技能実習の修了時（3年目と5年目の終わり）にも、それぞれ実技試験の受検が必須となります。試験のレベルは、段階ごとに上がっていきますので、技能実習生の皆さんは、日々の実習の成果を十分に発揮できるよう、技能実習指導員の指導のもと、しっかりと準備を行ってください。

### 4 技能実習生の保護の充実

技能実習法では、実習実施者等による技能実習生への暴力・脅迫・監禁等による技能実習の強制、旅券・在留カードの取り上げ等を禁止、これに違反した場合の罰則が定められました。技能実習生の皆さんは、困ったことがあった場合には、新たに設立された外国人技能実習機構に相談することができます。

### 5 外国人技能実習機構の設立

技能実習法に基づき、技能実習生の皆さんからの相談の受付や技能実習を行うことが困難となった技能実習生の皆さんに対する実習先変更の支援等を行う機関として、新たに外国人技能実習機構が設立されました。本部は東京にありますが、全国13ヶ所に地方事務所・支所があります。

### 【外国人技能実習機構による母国語相談】

○電話受付：受付時間11:00~19:00

ベトナム語・中国語（月曜日・水曜日・金曜日）

インドネシア語（火曜日・木曜日）

フィリピン語・英語（火曜日・土曜日）

タイ語（木曜日・土曜日）

○メール受付：母国語相談サイトから24時間受付

電話番号等の詳細は、外国人技能実習機構ホームページ（<http://www.otit.go.jp/>）または2017年11月から発行・交付されている技能実習生手帳を確認してください。

※なお、JITCOでも母国語での相談を受け付けています（このページ上部に案内があります）。